

北海道胆振東部地震による 被災森林の再生に向けた対応方針

平成31年4月
胆振東部森林再生・林業復興連絡会議

目 次

はじめに	1
I 方針の位置づけ	2
1 方針の趣旨	2
2 各種計画等との関係	2
II 林業被害の状況	2
1 林業被害	2
2 林地崩壊の特徴	3
III 現状と課題	4
1 安全・安心の確保	4
2 森林の造成	4
3 林業・木材産業の復興	5
IV 対応方針	6
1 基本的な考え方	6
2 森林の復旧	6
(1) 治山施設の設置等	6
(2) 森林の造成	7
3 林道等の復旧	8
(1) 林道施設等の復旧	8
(2) 森林作業道等の整備	9
4 木材の安定供給・確保	9
(1) 倒木等の活用	9
(2) 原木の供給・確保	9
V 推進体制	11
1 関係機関の役割	11
2 進捗管理	11
VI 取組工程表	12
【参考資料】	13

はじめに

平成30年9月6日未明に発生した最大震度7の北海道胆振東部地震（以下「地震」という。）は、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、道路の陥没など甚大な被害をもたらすとともに、北海道全域で停電によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など道民の暮らしや経済社会活動に多大な被害を与えました。特に、林業関連分野では、厚真町を中心に国内の地震による被害としては明治以降最大規模となる林地崩壊が約4千3百ha（区域面積約2万4千ha）にわたって発生したほか、林道等の損壊や木材加工施設の損傷などを含め、全道の林業被害額は511億円にのぼっています。

林業被害が集中した安平町、厚真町及びむかわ町の3町（以下「被災3町」という。）では、約9万6千haの豊かな森林資源を背景として林業・木材産業が地域の基幹産業となっていますが、地震により林内路網が広範囲にわたって寸断するとともに、林地崩壊により土砂や倒木が大量に発生した地域では、林業生産活動を継続的に行うことが困難な状況となっています。また、水源の涵養や国土の保全、生物多様性の保全といった森林の有する公益的機能が低下し、住民生活や下流域への影響が懸念されています。

道では、こうした林業被害を早期に復旧するため、被災3町や林業事業者、試験研究機関、国、道等を構成員とする胆振東部森林再生・林業復興連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、森林や路網の復旧、木材の供給・確保等に向けた対策について検討を進め、地域の関係者が共通認識を持って取り組めるよう本方針を取りまとめました。地域の関係者は、本方針に基づき、その役割に応じて各対策を計画的に進めるとともに、林地が広範囲にわたって崩壊したことから、自然条件や社会的要請、経済性などを踏まえ、地域の特性に応じて最適な方法を選択し森林の復旧等に取り組むこととします。崩壊地への植林や緑化等に当たっては、試験研究機関の科学的知見を得ながら実証試験を行い、その成果を踏まえて進めるとともに、森林所有者の相談等に丁寧に対応しながら補助事業により経費負担を軽減するなど、森林経営に対する意欲が損なわれないよう努めます。また、道路や農地に流出した倒木や森林内にある被害木については、速やかに整理・搬出するとともに、木質原料として有効活用するなど、地域の林業事業者や木材加工工場等が経済活動を継続できるよう配慮します。

地震発生から半年あまりが経過し、森林の復旧に向けた取組が進んでいますが、被災した森林を元の姿に戻し森林の有する多面的機能を回復させるためには、相当の期間と息の長い取組が必要です。このため、地域の関係者は、知識と経験を活かし課題を一つひとつ解決しながら、森林の再生と林業・木材産業の復興に一体となって取り組むこととします。

I 方針の位置付け

1 方針の趣旨

本方針は、地震により被災した森林の早期復旧や地域の林業・木材産業の復興を図るため、必要となる各般の対策の方向性を示すものであり、地域の関係者は、本方針に基づいて相互に連携しながら取り組むこととします。

2 各種計画等との関係

本方針は、道が策定した「平成 30 年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針」（平成 31 年 3 月策定）と調和して策定するものであり、林業被害の復旧に向けた事業計画等を作成する際の指針となるものです。また、胆振東部地域森林計画や被災 3 町に係る市町村森林整備計画、道有林胆振管理区整備管理計画の変更又は樹立に当たっては、本方針を踏まえることとします。

II 林業被害の状況

1 林業被害

この度の地震では、北海道胆振地方中東部の深さ 37km を震源とするマグニチュード 6.7、厚真町で最大震度 7 を記録し、林地崩壊をはじめ、治山施設及び林道等の損壊や木材加工施設の一部破損、停電に伴う特用林産物の廃棄などの林業被害が発生しました。林業被害の件数は、全道で 564 件、被害額は 511 億円にのぼり、震源地である被災 3 町に被害が集中しており、その被害額は被害総額の 95% を占めています（表 1）。

表 1 林業関係の被害状況（民有林）

（平成 31 年 3 月 6 日現在）

振興局	市町村	被害件数	被害額 (百万円)	被害状況
胆振	厚真町	318	36,540	林地崩壊、治山施設被害、林道等の損壊、特用林産施設の損傷、特用林産物の廃棄
	安平町	62	5,697	林地崩壊、林道等の損壊、特用林産施設の損傷
	むかわ町	90	6,384	林地崩壊、林道等の損壊、ペレット製品保管施設・特用林産施設・木質バイオマス施設の損傷
	計	470	48,621	
他 10 振興局	他 19 市町村	94	2,482	林地崩壊、林道等の損壊、木材加工施設の損傷、特用林産物の廃棄
全道計 (10 振興局)	22 市町村	564	51,103	

林地崩壊は、全道で約3千2百箇所発生しており、その被害面積は約2万4千haの区域において約4千3百ha（実面積）に及んでいます。所管別では、一般民有林が約2千4百haで民有林全体の56%、道有林が約1千9百haで44%を占めており、国有林の被害はほとんど見られませんでした。また、林種別では、人工林が約1千4百ha、天然林等が約2千9百haと被害を受けた人工林が全体の3割程度を占めており、これは被災3町の人工林率と同程度となっていることから、林種の別にかかわらず被害を受けたことがわかります（表2）。

表2 所管別・林種別林地崩壊面積（民有林）（平成31年3月6日現在）

振興局	市町村	箇所数	区域面積 (ha)	実面積 (ha)		
				人工林	天然林等	
胆振	安平町	317	2,890	528	203	325
	一般民有林	114	859	138	45	93
	道有林	203	2,031	390	158	232
	厚真町	2,427	15,186	3,236	1,133	2,103
	一般民有林	1,988	7,700	2,119	849	1,270
	道有林	439	7,486	1,117	284	833
	むかわ町	466	5,578	529	99	430
	一般民有林	256	1,895	154	27	127
	道有林	210	3,683	375	72	303
	計	3,210	23,654	4,293	1,435	2,858
	一般民有林	2,358	10,454	2,411	921	1,490
	道有林	852	13,200	1,882	514	1,368
他3振興局	計	12	197	9		9
	一般民有林	8	66	8		8
	道有林	4	131	1		1
全道計		3,222	23,851	4,302	1,435	2,867
一般民有林		2,366	10,520	2,419	921	1,498
道有林		856	13,331	1,883	514	1,369

注1) 林地崩壊の被害は、航空写真等を基に森林GISを活用して把握したものであり、「箇所数」は林地崩壊が発生した小班数、「区域面積(ha)」は崩壊が発生した小班面積である。

注2) 国有林では、日高振興局（平取町）で約8ha、石狩振興局（千歳市）で約0.24haの林地崩壊の被害を確認している。

2 林地崩壊の特徴

地震による林地崩壊は、約13km四方の範囲に集中的に分布し、そのほとんどが表層崩壊となっています。一般的に大雨による表層崩壊は、30度以上の急傾斜面で多く発生しますが、地震による崩壊は15～20度の緩斜面でも発生すると言われてお

り、この度の地震においても、土砂の堆積部分を除く崩壊斜面の平均傾斜角は 26 度と比較的緩く、地震による林地崩壊の特徴と一致しています。

崩壊現象は、この地域に多く堆積する火山灰層が基盤を滑ったもの、火山灰層中に滑り面が生じて発生したものと大きく 2 つに分かれており、前者は、崩壊跡地の表土が風化粘土層になっている場合が多く、一般的に粘土層は緻密で透水性が低い傾向にあります。また、後者は、浸食等により表土の不安定な状態が続くことが懸念され、両者とも森林の造成や育成が難しいとされています。

Ⅲ 現状と課題

1 安全・安心の確保

この度の地震では、土砂災害や多数の家屋倒壊等により、死者 42 名、負傷者 782 名（平成 31 年 3 月 6 日現在。以下同じ。）の人的被害が発生するとともに、公共土木施設では道路 336 箇所、河川 99 箇所など計 529 箇所土砂崩れ等が確認されたほか、厚真町の富里浄水場が大規模な土砂崩れにより機能が停止するなど、地域住民の生命や財産に関わる甚大な被害が発生しました。

道では、林地崩壊による二次被害を防止するため、これまでに道路や人家等に近接している緊急性の高い箇所で、大型土のうの設置や不安定土砂の撤去など応急対策を行ってきましたが、崩壊斜面からの倒木混じりの土砂が崩壊斜面の下部や沢底に大量に堆積している箇所が見られることから、二次的な土砂の流出が懸念されています。

このため、今後は、山脚の固定や浸食の防止、流木や土砂の流出防止等を目的とした治山施設の設置を速やかに行うとともに、斜面植生の回復や森林の生育基盤を確保するための緑化等を行い、地域住民が安全に安心して暮らせる居住環境を確保していく必要があります。

2 森林の造成

被災した森林の所有者数は、道（道有林）を含め、被災 3 町や法人、個人所有者など約 430 名となっており、個人所有者の多くは森林組合等に森林経営を委託し、森林経営計画に基づき計画的に森林の整備に取り組んできました。しかし、地震発生により長年育てた森林が甚大な被害を受け、所有者は報道等でその事実を知りましたが、林内路網の寸断により自己所有林に到達できず、被害の詳細を把握できない状況にあります。

このため、森林組合や林業普及指導員等は、所有者からの相談等に丁寧に対応しながら不安の解消に努めるとともに、森林経営に対する意欲が損なわれないよう所有者に寄り添いながら森林の整備を進める必要があります。

また、森林は、山崩れや土砂の流出、落石等の山地災害を防止する機能のほか、水源の涵養や生物多様性の保全などの公益的機能を有しており、被災した森林の機能を早期に回復するためには、植林や緑化など人為による森林造成に取り組んでいく必要があります。しかし、道内では、大規模な林地崩壊により山肌が露出した斜面や裸地に植林や緑化等を行った事例がないことから、植林等に関する実証試験を行い、その成果を踏まえて森林の造成を進めていく必要があります。

3 林業・木材産業の復興

被災3町では、利用期を迎えたカラマツ等の人工林のほか、椎茸ほだ木や木炭等に使用する広葉樹林等の伐採が積極的に行われており、地域の林業事業者が年間約124千m³（平成28年度民有林実績。道森林計画課調べ）の立木を伐採し原木を供給してきました。しかし、地震発生により、被災3町の総森林面積の4分の1に当たる約2万4千haの区域内で林地が崩壊し森林が甚大な被害を受けるとともに、17路線の林道が壊滅的な被害を受けたことから、被災を免れた森林にも到達できず、継続的な森林の整備や原木の供給が困難な状況となっています。

こうしたことから、地域の森林整備を担う林業事業者が生産活動を継続するとともに、地域の雇用を維持できるよう森林整備の基盤となる林道等の復旧を最優先に進めながら、被害木の整理・搬出を進めるほか、森林の造成や被災を免れた森林を整備するなど、その事業量を確保していく必要があります。

また、被災3町に所在する3つの木材加工工場等では、年間約111千m³（平成28年度実績。道林業木材課調べ）の原木を消費しており、地域から生産される原木を主体に利用しながら、梱包材等の輸送用資材や集成材原板、木質ペレット等の製品を生産してきました。このため、被災後も経済活動を継続できるよう、関係機関が連携して原木を安定的に供給・確保する取組を進めるなど、震災による影響を最小限に抑えながら、地域の林業・木材産業の復興を図っていく必要があります。

IV 対応方針

1 基本的な考え方

地震による林地崩壊は、広範囲にわたって大小様々な規模で発生していることから、道路や人家、利水ダム周辺など緊急性の高い地域や、人里から離れ下流域への影響が少ない地域、表土の流出により樹木の生育に適さない土壌が多く占める地域など、地域の特性や実情に応じて、優先度を勘案しながら森林の復旧を進めていくことが重要です。また、崩壊した林地を含め、森林所有者が今後取り組む山づくりや森林経営の方向性に応じて森林の復旧方法を変えていく必要があります。

こうしたことから、森林所有者の意向を踏まえながら、関係機関が連携して森林の復旧に取り組むこととし、人家や道路、農地に近接し今後被害を与えるおそれがある崩壊箇所については、治山施設の設置等を進めるとともに、その他の崩壊箇所については、林道等の復旧を速やかに進めながら、森林の造成を計画的に行います。

また、森林の復旧に当たっては、露出した山肌が緑に回復する様子を実感できるような景観に配慮して進めるとともに、復旧工事等に従事する作業員を地域で雇用・確保するほか、道路等に流出した倒木の有効利用等を図るなど、地域の振興や経済の活性化につながるよう努めることとします。

2 森林の復旧

(1) 治山施設の設置等

荒廃森林を早急に復旧整備し再度災害の防止を図るため、道が主体となって次の取組を実施します。

ア 治山事業の実施

被災の規模や種類等に応じて適切な事業を選択し（表3）、道路や人家等に直接被害を与えた箇所については、災害復旧事業等により倒木や土砂等を撤去するとともに、山腹斜面を安定させるための山腹基礎工（土留工、水路工、法枠工等）及び山腹緑化工（伏工、実播工等）、荒廃溪流における下流域への土砂等の流出を防ぐための溪間工（谷止工、床固工等）を実施するなど、緊急的な復旧対策を総合的に進めます。

なお、被災した治山施設のうち、地形等が大幅に変わり原形復旧が困難な場合は、従前の効用を復旧するための修復とは別に新たな施設（谷止工、床固工等）を設置します。また、治山施設の設置等により安定した斜面については、必要に応じて植栽工等による緑化を実施します。

表3 治山事業の種類

区分	対象・要件	復旧予定箇所	復旧完了予定
災害関連緊急治山事業	道路や人家 10 戸以上に被害を与えた箇所	厚真町：45 箇所 安平町：3 箇所 むかわ町：3 箇所	2019 年度
林地荒廃防止施設 災害復旧事業	治山施設の被災	厚真町：18 箇所	2020 年度
治山激甚災害対策 特別緊急事業	対象地区（市町村）の全壊家屋数 50 戸以上	厚真町：24 箇所	2023 年度
経常事業（復旧治山等）	道路や人家 10 戸以上の保全	優先度を勘案し 順次実施	2023 年度 （集中復旧期間）

イ 保安林の指定

治山事業は、保安林機能を高度に発揮させるための事業であり、原則として保安林内で実施することから、未指定箇所については、森林所有者の同意を得ながら保安林の指定手続きを進めます。

(2) 森林の造成

治山施設の設置等を行わない奥地の林地については、森林所有者の意向や被災森林の状況等を踏まえて、森林所有者又は森林所有者から森林経営の委託を受けた森林組合や道、町等が主体となって次の取組を実施します。

なお、森林所有者の経費負担が特に大きい場合や、地域の社会的要請を踏まえ森林を早期に造成する必要がある場合等については、市町村が森林所有者に代わって森林整備を実施する仕組み等の活用を検討します。

また、被災3町は、地域の特性に応じた森林の造成を進めるため、地域住民や林業事業体、林業普及指導員、森林・林業に関する学識経験を有する者等から意見聴取するなどして、地域の森林づくりの方向性やランドデザイン等を明らかにし、市町村森林整備計画における「森林の有する機能の発揮を目指した区域設定（ゾーニング）」の見直し等を進めます。

ア 森林所有者への支援

森林組合や道（林業普及指導員）、市町村が連携して、被災した森林の所有者に個別訪問等を行い、航空写真など森林の被害状況が分かる資料を提供するとともに、経営相談や森林造成に対する意向の把握等を通じて森林経営に対する不安を解消するなど、経営意欲が損なわれないよう努めます。

イ 被害木の整理

林地崩壊により流出し森林内に止まっている被害木については、病虫害の発生防止の観点等から、治山事業との調整を図った上で、路網の復旧状況や作業の危険性等を考慮し、森林整備事業等により整理・搬出を行うよう努めます。

ウ 植林・緑化等

道は、道総研林業試験場等と連携して林地崩壊箇所での土壌の硬さ・透水性、表土の傾斜・安定性等について現地調査を実施し、樹木の生育基盤の評価を簡易に行う方法を明らかにするとともに、道有林をフィールドとして植林や緑化、自然回復による森林の造成方法に関して、樹種の違いのほか、土壌改良や簡易的な土工処理、シカ柵の有無など様々な条件下で実証試験を行い、その成果を取りまとめます。

また、植林や緑化等を行う事業主体は、実証試験の成果を活用して森林の造成を進めますが、樹木の生育基盤の評価等により植林等が可能と考えられる箇所については、森林所有者の意向を踏まえて、順次森林の整備を進めることとします。その際は、常にモニタリングを行いながらその成果に合わせて対応を変える順応的管理に努めるとともに、外来種等を導入する場合には森林生態系や生物多様性への影響に配慮することとします。

なお、森林の早期造成に向けて、生長の早い樹種の植林や、緑化、さらには、植林等の進捗や自然回復の状況を踏まえ、必要に応じて航空緑化による復旧を検討します。

3 林道等の復旧

森林の復旧を早急に行うため、林道等の道路管理者である町や道が主体となって次の取組を実施します。

(1) 林道施設等の復旧

被災の規模等に応じて適切な事業を選択し（表4）、植林等の森林整備を早急に行う必要がある箇所から優先して林道施設等の復旧を進めるなど、工事箇所間の調整を図りながら可能な限り早期の復旧に努めます。

なお、林道施設等の復旧に当たっては、損壊が激しい箇所については新たな線形を設定するほか、大量の崩土が発生している箇所については残土を最小限にした線形を採用するなど、経済性を考慮して進めます。

表4 林道事業等の種類

区分	対象・要件	復旧予定箇所	復旧完了予定
林道災害復旧事業	法面崩壊や盛土欠壊等の復旧（1箇所被害額40万円以上）	厚真町：5路線28箇所 安平町：3路線9箇所 むかわ町：10路線18箇所	2021年度
町・道単独事業	崩土除去や路面整正等の簡易な補修	厚真町：23路線69箇所 安平町：8路線14箇所 むかわ町：28路線37箇所	2021年度

（2）森林作業道等の整備

基幹となる林道施設の復旧に併せて、必要に応じて森林整備事業等を活用し森林作業道等の開設又は改良を行います。

なお、森林作業道の開設等に当たっては、森林所有者の経費負担を軽減するため、市町村が森林所有者に代わって実施することを検討します。

4 木材の安定供給・確保

地域の林業事業者や木材加工工場等、北海道森林組合連合会、道（道有林）、森林管理局（国有林）等が主体となって次の取組を実施します。

（1）倒木等の活用

林地崩壊により道路、農地等に流出した大量の倒木や森林内にある被害木については、木材の有効利用等の観点から可能な限り撤去・搬出し、地域の木材加工工場等に供給するよう努めます。

その際、道は、被災した素材生産用機械等の再整備や、木材加工工場等の施設等の再整備に支援するとともに、林業事業者等の経営に必要な運転資金や設備導入・更新等に必要な資金を確保するための各種補助・融資制度（無利子・低利子）を活用するよう促します。

なお、倒木等の撤去及びその有効利用に当たっては、厚真町や国（北海道開発局）、道、素材生産事業者、バイオマス燃料供給事業者等が倒木等の有効利用に関する協定を締結するなど、被災地域と関係機関が連携体制を構築して取り組みます。また、道や森林管理局等は、こうした取組により集荷した倒木やこれを原料とした製品について、発注する森林土木工事等において積極的に利用するよう努めます。

（2）原木の供給・確保

道は、被災3町に所在する木材加工工場等が原木を安定的に確保できるよう当該工場等への原木供給を要件とした協定に基づく立木販売を実施するとともに、森林管理局においては安定供給システム販売等を実施します。

また、森林組合の上部団体である北海道森林組合連合会や、道内の大規模森林所有者等で構成する栄林会は、被災を受けた当該会員と木材の需給情報等について共有を図るとともに、地域材の安定的な受け入れ先として木材加工工場等が存続できるよう配慮することとします。

V 推進体制

1 関係機関の役割

森林の再生や林業・木材産業の復興を早急に進めるため、関係機関の役割を次のとおり定め、その役割に応じて連携して取り組むこととします（表5）。

また、道及び森林管理局が連携し、被災3町や林業事業体等に対して人的支援や技術的助言等を行うとともに、特に、道は、森林造成に係る実証試験の実施や自ら所有・管理する道有林の復旧を通じて、被災地域の森林の再生に向けて先導的な役割を果たし、その成果を一般民有林に普及するよう努めます。

表5 関係機関の役割

◎：実施機関 ○：連携機関

区 分		被災3町(町有林含む)	林業事業体(森林組合等)	木材加工工場等	道(胆振総合振興局)	森林管理局	道森連・栄林会等団体	試験研究機関
森林の復旧	治山施設の設置等	治山事業の実施	○	—	◎	○	—	—
		保安林の指定	○	—	—	◎	○	—
	森林の造成	被災森林所有者への支援	○	◎	—	○	—	—
		被害木の整理	◎	◎	○	◎	—	—
		植林・緑化等	◎	◎	—	◎	—	○
林道等の復旧	林道施設等の復旧	◎	○	—	◎	—	—	
	森林作業道等の整備	◎	◎	—	◎	—	—	
木材の安定供給・確保	倒木等の活用	◎	◎	◎	◎	◎	—	
	原木の供給	◎	◎	○	◎	◎	◎	
	原木の確保	○	○	◎	○	○	○	

2 進捗管理

本方針の実効性を確保するため、連絡会議を定期的で開催し、地域の関係者が取り組む各種対策の進捗状況について情報を共有するとともに、新たな課題等が生じた場合はその解決に向けて協議することとします。

また、道及び被災3町は、森林所有者をはじめ関係機関と各般の取組等を共有するとともに、森林の再生や林業・木材産業の復興状況等について周知するため、ホームページ等を通じて情報発信に努めます。

VI 取組工程表

地域の関係者は、次の工程表に基づき、各対策に取り組むこととします（表6）。

表6 各対策の完了見込

区 分		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度～	
森林の復旧	治山施設の設置等	災害関連緊急 治山事業	→					
		林地荒廃防止施設災害 復旧事業	→					
		治山事業	→					
		治山激甚災害対策 特別緊急事業	→					
		経常事業（復旧治山等） （集中復旧期間2019～ 2023年度）	→					→
	保安林の指定 〔各事業の実施に合わせ 順次実施〕		→					
	森林の造成	植林・ 緑化等	被災森林所有者への支援 （巡回訪問）	→				
			被害木の整理 〔所有者の意向等を踏まえ、 森林整備事業等により 順次実施〕	→				
			現地調査	→				
			実証試験	→				
		森林整備事業等 〔所有者の意向や地 域の森林づくりの 方向性等を踏まえ 順次実施〕	→					
林道等の復旧	林道施設等 の復旧	林道災害復旧事業	→					
		町・道単独事業	→					
	森林作業道等の整備		→					
倒木等の活用		→						

【参考資料】

- 1 胆振東部森林再生・林業復興連絡会議設置要領
- 2 連絡会議開催状況

胆振東部森林再生・林業復興連絡会議設置要領

1 目的

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震による森林被害を早期に復旧し地域林業の復興を図るため、関係機関で林業被害等の状況について情報共有するとともに、当面必要な対策や被災森林の復旧方法、木材の安定供給・確保に向けた取組等について検討を行い実施することを目的として設置する。

2 構成

胆振東部森林再生・林業復興連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、別表に掲げる関係機関で構成する。

3 協議事項

連絡会議は、その目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 林業被害に関する情報共有
- (2) 当面の対策及び被災森林の復旧方法の検討
- (3) 木材の安定供給・確保に向けた取組の検討
- (4) 森林の再生及び地域の林業を復興するための対応方針の策定とその進捗管理
- (5) その他必要な事項

4 連絡会議の開催及び運営

- (1) 連絡会議の座長は、水産林務部林務局森林整備課長が務める。
- (2) 連絡会議は、座長が必要の都度招集し、開催する。
- (3) 座長は、必要に応じて他の者の参集を求めることができる。
- (4) 連絡会議の庶務は、森林整備課及び胆振総合振興局林務課において処理する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は別途定めるものとする。

付則

この要領は、平成30年10月5日から施行する。

別 表

機 関 名	役 職	備 考
構成員		
水産林務部林務局森林整備課	森林整備課長	座長
安平町	産業経済課長	
厚真町	産業経済課長	
むかわ町	産業振興課長	
苫小牧広域森林組合	参事	
東胆振森づくり協同組合	代表理事	
北海道森林管理局	企画課長	森林整備第一課長 森林整備第二課長
国立研究開発法人森林研究・整備 機構 森林総合研究所北海道支所	森林育成研究 G 担当者	
地方独立行政法人 北海道立総合研 究機構森林研究本部林業試験場	森林環境部長	
北海道森林組合連合会	森林整備課長	
栄林会	専務理事	
胆振総合振興局林務課	林務課長	
胆振総合振興局森林室	森林整備課長	
〃	普及課長	
事務局		
水産林務部林務局森林整備課	造林推進 G 主幹	本庁チーフ
〃	路網整備 G 主幹	
水産林務部林務局林業木材課	林業木材 G 主幹	
〃 森林計画課	計画調整 G 主幹	
〃 治山課	治山計画 G 主幹	
水産林務部森林環境局森林活用課	林業普及 G 主幹	
〃 道有林課	道有林整備 G 主幹	
胆振総合振興局林務課	検査専門員	部局チーフ
胆振総合振興局森林室	管理課長	

胆振東部森林再生・林業復興連絡会議開催状況

	開催日・会場	議事	出席者数
第 1 回	平成30年10月31日（水） 13:30～15:30 厚真町役場 2階議事堂	○林業被害の状況 ○当面の対策 ○地域からの意見・要望 ○木材の安定的な供給・確保 ○今後のスケジュール	38名
第 2 回	平成30年12月20日（木） 13:30～15:30 厚真町役場 2階議事堂	○林業被害の状況 ○森林の再生 ○被害木の処理状況 ○今後のスケジュール	41名
第 3 回	平成31年 3月26日（火） 13:30～15:30 厚真町総合福祉センター 2階青年室	○対応方針（案） ○平成31年度の取組 ○今後のスケジュール ○その他	38名